

平成29年12月14日

平成30年度税制改正に関するコメント

一般社団法人 日本船主協会
会長 武藤光一

本日取りまとめられました平成30年度与党税制改正大綱で、来年3月末をもって適用期限を迎える国際船舶に係る「登録免許税」および「固定資産税」の特例措置について、何れも延長が認められました。

こうした結論をいただきましたことは、国会議員の諸先生方の海運業界に対する深いご理解と国土交通省ご当局の多大なるご尽力の賜物です。また、造船業界の皆様からもご支援をいただきました。この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

今後も外航海運は国際競争力の維持を図りながら、わが国の安定的な国際海上輸送の確保に貢献すべく、より一層努力をしてまいります。

来年度の税制改正においては、「外航船舶の特別償却制度」が要望時期を迎えることとなりますので、引き続き関係の皆様のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上